

平成十二年政令第百二号

国家公務員倫理法第四十二条第一項の法人を定める政令

内閣は、国家公務員倫理法（平成十一年法律第百二十九号）第四十二条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

国家公務員倫理法第四十二条第一項の政令で定める法人は、特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人とする。

附 則 抄

（施行期日）

1 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。